

# 日本保健医療大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本保健医療大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本保健医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は、「人間性の高揚」と「共存共栄の精神（共済主義精神）」であり儒教の三綱五常の精神に由来する。大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為や学則に明示されており、教育目的は「人間性」「専門性」「国際性」「社会性」と分かりやすく明示している。学校教育法第83条や大学設置基準第2条に照らして適切な目的を掲げており、教育基本法及び学校教育法などの関係法令に適合している。

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、ホームページなどにより学内外に周知され、学内では助手・助教を含めた拡大教授会、新任教職員へはFD・SD研修会により周知徹底している。教育目的を反映した三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）が明示されており、これらを達成するために学部には教育と研究に係る委員会及び教育研究組織等が整備されている。また、将来構想委員会を設置し、組織的な体制で教育改革に取り組みつづける。

#### 「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学内外へ周知され、AO入試、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試など多様な入試を複数回実施している。カリキュラムポリシーに基づき、基礎系科目、専門基礎系科目、専門科目の教育課程を編成し、単位認定、進級及び卒業認定を適切に行っている。学生支援では、学生の心理的問題やハラスメント、学業関係、学生生活、進路相談、大学への意見等に関して担任制で対処している。

大学設置基準を満たす専任教員数を確保しており、教員の採用・昇任等についても採用規則や基準が示されている。FD(Faculty Development)委員会主催の研修が行われており、教員の資質向上の取組みも行われている。校地や校舎面積、設備については大学設置基準を満たしており、耐震化にも対応している。実習施設、図書館等の教育環境は整備されており、授業は適切な学生数で運営されている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

理事会は法人の最高意思決定機関として機能しており、理事会、評議員会は適切に運営されている。関係諸法令を遵守すべく諸規則が整備されており、適正な大学運営が行われている。理事会の運営を補佐するため、理事長、学長（学部長兼任）、学科長及び事務局長で構成される管理運営委員会が月2回開催されている。教学に関する審議・検討組織として教授会を位置付け、理事長はリーダーシップを発揮しながら理事会を運営している。必要な職員が配置され、職員の能力開発としてはOJTを行うとともに、SD(Staff

Development)研修会等を実施している。

中長期計画は作成されていないが、適切な財務運営が行われている。財務基盤が安定しており、収支バランスは確保されている。会計処理は、学校法人会計基準等に基づいて適正に行われ、外部監査法人による会計監査及び監事による監査も実施されている。

#### 「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学則第 2 条で規定し、「日本保健医療大学 自己点検・評価委員会規程」を制定しており、下部組織として「自己点検・評価実務委員会」が実質的に取り組み、全学的な自己点検・評価が図られてきた。今後、全基準項目についての自己点検・評価は、3 年ごとの実施を検討している。教務関連教職員で構成する「教育・研究部会」及び管理関連職員で構成する「経営・管理部会」を組織し、エビデンスに基づいた自己点検・評価を目指している。また、自己点検・評価結果は、教授会や職員への説明により学内の共有が図られ、平成 27(2015)年度自己点検評価書はホームページ上で情報公開している。

「日本保健医療大学 自己点検・評価委員会規程」に基づいた、課題の改善・向上方策に向けての PDCA サイクルの仕組みが十分機能しているかどうかについては、検証中であり、自己点検・評価システムの構築及び適切な運用を確立するための継続的な取り組みが期待される。

総じて、大学は人間性の育成と国際性に富む教育を目指す創立 7 年目で組織・運営等を整備しつつある医療系大学である。学生には担任制によりきめ細かく対応しており、理事長の強いリーダーシップのもと理事会の下に教授会が置かれ、理事会の運営を補佐する管理運営委員会は教学関係事項をも決定している。地域連携を重視しており、財務基盤は安定し、会計処理も適切である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献・社会連携」「基準 B.国際化に対応する医療職教育」「基準 C.臨地実習」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 【理由】

建学の精神は、「人間性の高揚」と「共存共栄の精神（共済主義精神）」であり儒教の三綱五常の精神に由来する。学生には、「人間性」という言葉で分かりやすく説明し、入学式などの行事や授業で機会あるごとに理事長・学長が語り聞かせている。大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為や学則に具体的かつ簡潔な文章で明示されており、教育目的は「人間性」「専門性」「国際性」「社会性」の四項目に区分し、分かりやすく具体的に文章化されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的には大学の個性・特色が反映されており、学生便覧やホームページに明示されている。学校教育法第 83 条や大学設置基準第 2 条に照らして、大学として適切な目的を掲げており、教育基本法及び学校教育法などの関係法令に適合している。

時代や社会の変化に対応するため、将来構想委員会を設置し理事長・学長を中心に組織的な体制で取組んでおり、必要に応じて使命・目的及び教育目的を見直すよう配慮している。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、ホームページ等の媒体により、学内外に周知されている。教職員に対しては、助手・助教を含めた拡大教授会、新任教職員向けの FD・SD 研修会などの機会に明確に伝えられ、理解と支持を得ている。

教育目的を反映したディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーが明示されている。教育研究組織に関しては、使命・目的及び教育目的を達成するために、保健医療学部看護学科を設け、教授会及び教育と研究に係る委員会が組織され、

図書館や演習設備など教育・研究環境が整備されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

学生募集要項及びホームページにアドミッションポリシーを明示し、学内外への周知を図っている。学生募集要項やホームページ及び大学案内での表現の統一を今後検討予定である。学生には、アドミッションポリシーについて、入学式及び入学後のオリエンテーションで説明をしている。

入学者受入れに関しては、アドミッションポリシーに沿って、AO 入試、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試と多様な入試制度を設けて、それぞれ複数の試験日を設定している。選考はアドミッションポリシーに沿って行うように、面接担当教員に口頭で周知をしている。多様な学生が入学するよう、人物重視の評価をしている。

大学全体として学生数は維持されているが、平成 28(2016)年度入試における志願者の減少傾向について、原因分析を行い、国家試験の合格率の影響と判断して、高校訪問やオープンキャンパスでの説明などを工夫している。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 【理由】

学部の教育目的を踏まえて、カリキュラムポリシーを策定し、学生便覧に示している。カリキュラムポリシーに沿い、「基礎系科目」「専門基礎系科目」「専門科目」の三本柱により教育課程を編成している。

履修登録単位数の上限が設定され、同時に授業外学修の指示がシラバスに明記され、単

位制度の実質を保つための工夫がなされている。

教育課程の編成については、教務委員会で検討を始めており、科目の配当年次や時間数、クラス数や受講人数の見直しをしている。シラバスの充実については、教務課が執筆ガイドラインを示し、教務委員長が記載内容を確認している。教授方法の工夫・開発は、FD委員会と教務委員会を中心に検討して、研修会企画につなげている。

教員は、年度ごとに作成する「日本保健医療大学基本方針（教員用）」に基づき、個々に取組みを行っているが、組織として改善を進めるための体制は今後整備予定である。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

教務委員会や学生委員会などで学修及び授業支援に関する方針の計画・決定・実施を行っており、職員も関与している。

オフィスアワーでの対応についてシラバスに記載している。1 学年につき 4 人の担任が分担して、学生の学修及び授業支援に努めている。中途退学・留年の可能性のある学生に対しては、事前に担任が面談して状況把握に努めている。休学・退学届を提出する前には学生本人（必要時は保護者）と担任及び学科長が対応をしている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

学則及び履修に関する規則を定め、単位認定、進級及び卒業認定に取り組んでいる。試験の受験資格について、履修に関する規則と臨地実習共通要項での記載に齟齬が見られるが、確認と整理については課題として取り組んでいる。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等に関する規則は整っている。試験に関しては、出席時間数の判定、再試験の受験、追試験の判定、受験ミスへの対応、不正行為への対応等、学生の状況に応じた細やかな対応をしている。なお、教務委員会への報告等の組織体制については、整備に努めているところである。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**【理由】**

看護職としての社会的、職業的自立につながるキャリアガイダンスとして、臨地実習を重視している。進路を含めた学生への個別相談は担任が担当しているが、大学全体として、特にキャリア支援のための授業科目は配置していない。今後、正課の内外において、将来像がイメージできるようなキャリアガイダンスを実施する方向性である。

就職に関しては、4 年次担任と事務職員が個別相談に応じている。就職支援室においては、就職情報誌、求人資料などを整備し、教職員がサポートをしている。卒業後の実態について、卒業生全体及び就職先からの状況把握や評価の確認は行っていないが、実習施設との打合せ等で情報収集をしている。

**2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**

**2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発**

**2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック**

**【評価結果】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

開学時より、学期末に学生からの授業評価アンケートを科目ごとに実施し、授業への取り組みについての自己評価、授業内容・方法などの評価を加え、質問項目の工夫を重ねている。アンケート結果は、各教員にフィードバックされ、教育内容の点検、教育方法の改善に活用されている。

教育目的の達成状況として、国家試験の合格状況が毎年点検・評価されており、国家試験の合格率上昇に向けた対策が理事長を中心に講じられている。

**2-7 学生サービス**

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用**

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

体調不良の学生が休養をとれるように 1 階に医務室が置かれており、2 階の教務課から衛生委員が対応している。クラス担任制により学生生活を支援しており、心理的問題や履修科目、休学・退学等の学業関係、学生生活、進路相談、ハラスメント、大学への意見等



に関する相談、指導、助言を行っている。

学生支援の窓口として総務課が、学生生活、留学、健康等の相談業務を通じて支援し、奨学金は、日本学生支援機構のほか、大学紹介奨学金として奨学金制度のある病院を紹介している。

**【改善を要する点】**

○心のケア等の相談の窓口として学生相談室等を設置し、カウンセラー等を配置するよう改善を要する。

**【参考意見】**

○医務室にはスタッフがおらず、緊急時の対応が難しいことから、常勤の保健師等の配置が望まれる。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

大学設置基準を上回る専任教員数及び専任教授数を確保し、適切に配置しており、専任教員の年齢構成についても、概ね良好な状態が保たれている。

教員の採用・昇任・配置換えについては、採用に関する規則で示されており、選考推薦会議で選考し、採否を審議の上、候補者を理事会に推薦し、理事長が任命している。

授業改善のための授業評価アンケートが実施されており、結果は学長、管理運営委員会に報告されている。教養教育として基礎ゼミ等が位置付けられ、教員の資質・能力向上への取り組みとして、FD 委員会主催の研修が行われている。

**【改善を要する点】**

○教養教育体制について、組織的・継続的に検討されていないなど、組織上の責任体制が整備されているとはいえないので、改善が必要である。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

廃校になった小学校を改修しているが、校地や校舎面積、設備については設置基準を満たしており、耐震化にも対応している。校舎の出入り口 2 か所がバリアフリーとなっており、ストレッチャー対応エレベータも設置されている。実習施設、図書館等の教育環境は整備されており、図書館の図書を選定、開館時間等は適切に運営・管理されている。

授業は適切な学生数で運営されており、基礎ゼミ等の少人数教育では、演習室の他、講義室を活用し、対応している。

**【参考意見】**

○避難訓練を早期に計画し、実施することが望まれる。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

理事会が法人の最高意思決定機関として機能しており、理事会、評議員会は適切に運営されている。また、組織倫理・規律に関する規則を制定し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。「日本保健医療大学事務局組織規程」などにより業務執行の責任体制を確立し、使命・目的の実現のため継続的に努力している。関係諸法令を遵守すべく諸規則が整備されており、これらに基づき適正な大学運営が行われている。

環境への配慮として、衛生委員会において構内巡視などを行い、必要に応じて改善策の審議、決定、実施に取り組んでおり、学生や教職員に対しての節電・省エネルギーへの啓発にも取り組んでいる。人権については、規則等を整備し適切に対応している。教育情報・財務情報の公開は、ホームページなどで適切に行われている。

**【参考意見】**

○危機管理に関するマニュアルが整備されていないので早急な対応が望まれる。

**3-2 理事会の機能**

**3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性**

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

理事会は、寄附行為により、法人業務に関する決定機関として位置付けられ、また評議員会は諮問機関として位置付けられており、法人の管理運営に関する重要事項を審議している。定例の理事会回数は多くないが、理事会の運営を補佐するため、理事長、学長、学部長、学科長、理事長が指名した理事及び事務局長で構成される管理運営委員会が月 2 回開催され、法人の管理運営を円滑に行い、使命・目的の達成に向けた体制を構築している。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

**3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

**3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

教学に関する意思決定組織として、教授会を位置付け、学長は議長として教授会を主宰し、目的別に設置された各種委員会において学長より諮問された内容について、検討、意見調整を経た事項を審議決定している。学長は寄附行為に定められた理事であり経営組織に参画し、管理運営面にも関わっており、大学運営に当たっては学科長などと意見調整を行っている。また、学長は理事会との連絡調整を図る管理運営委員会の議長を務めるだけでなく、各種委員会の委員長も自ら担当することで適切なリーダーシップを発揮している。

**【改善を要する点】**

○教学に関する重要事項である学生の受入れについて、教授会を通しておらず教授会から学長に意見が述べられていないので、学則に基づき適切に決定されるよう改善が必要である。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

**3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**

**3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

#### 【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

#### 【理由】

法人と大学の連携を図るため管理運営委員会を設け、理事長と学長もこの委員会へ参加し、教学側と法人側の双方の重要事項についてコミュニケーションをとりながら審議している。監事は、理事会・評議員会への出席をはじめ、寄附行為に基づく業務を適切に執行している。評議員は、寄附行為に基づき適正に選任され、評議員会も適切に運営されている。

理事長は、理事会を運営し、各部署からボトムアップ方式で上げられる事項についてリーダーシップを発揮しながら裁決と職務を執行しており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

「日本保健医療大学事務局組織規程」により、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制がなされており、業務遂行のために必要な職員が配置され効果的な執行体制がとられている。また、業務執行の管理体制については、管理運営委員会により、法人の業務及び大学の教育研究に係る業務の情報を共有することにより、円滑な事務や事業の執行ができる体制をとっており、その機能性が確保されている。職員の能力開発、育成の仕組みとしては OJT を行うとともに、SD 研修会の開催や外部団体が行う研修会への参加、学内で行う教員対象の各種研修への職員の積極的な参加を推進している。

### 3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

中長期計画書は具体的には作成されていないが、単年度ごとの財務計画に基づき、適切な財務運営が行われている。

また、収容定員の確保により財務基盤が安定しており、消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率においても、適正な範囲にあり、収支バランスは確保されている。

外部資金獲得については、研究促進委員会等が学内での講演会等を実施しており、科学研究費助成事業獲得のための情報提供を行っている。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

会計処理は、学校法人会計基準等や「学校法人共済学院経理規程」「学校法人共済学院固定資産及び物品管理細則」等に基づいて適正に行われている。予算とかい離がある決算額の科目についても、補正予算を編成している。

外部監査法人による会計監査及び監事による監査が適正に実施されている。

また、監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について、適切に意見を述べている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

**4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

**【評価結果】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**【理由】**

自主的・自律的な自己点検・評価は、学則第 2 条にその旨を規定し、「日本保健医療大学自己点検・評価委員会規程」を制定しているが、平成 26(2014)年度までは、「日本保健医療大学事務局組織規程」に記されていない監査室が点検・評価を行ってきた。平成 27(2015)

年の自己点検・評価は教員を含めた監査室で行われており、ようやく、全学的な評価体制の整備が図られた。さらに、平成 28(2016)年 6 月に「日本保健医療大学 自己点検・評価委員会規程」を改正し、学長を委員長と明記し、自主的・自律的な自己点検・評価体制の整備を図っている。

また、「自己点検・評価委員会」の下部組織である、「自己点検・評価実務委員会」が設けられており、実質的かつ効果的な自己点検・評価に取り組んでいる。

自己点検・評価の周期に関しての定めはないが、今後については、全基準項目についての自己点検・評価の周期は、3 年ごとの実施を検討している。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価に当たっては、「自己点検・評価実務委員会」が設けられている。「自己点検・評価実務委員会」は教員と職員で構成されている。さらに、効率的な作業を実施するために担当部会として教務関連教職員で構成する「教育・研究部会」及び管理関連職員で構成する「経営・管理部会」を組織し、それぞれが収集したエビデンスに基づいた、透明性の高い自己点検・評価が実施されている。

また、自己点検・評価結果は、教授会や職員への説明により学内の共有が図られ、社会への公表として、平成 27(2015)年度自己点検評価書をホームページ上で公開している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

監査室により、平成 27(2015)年度から日本高等教育評価機構の評価項目に沿った実質的な自己点検・評価が実施されており、自己点検評価書が作成されている。

「日本保健医療大学 自己点検・評価委員会規程」に基づいた、課題の改善・向上方策に向けての PDCA サイクルの仕組みが十分機能し、大学運営に着実に反映されているかどうかについては、検証している状況である。

今後は規則にのっとり、PDCA サイクルの仕組みが確実に機能する自己点検・評価システムの構築及び適切な運用を確立するための継続的な取り組みが期待される。

**【参考意見】**

○自己点検・評価の結果が有効に活用されるための PDCA サイクルが機能する仕組みを確立し、大学運営全般の向上・発展に反映させることを期待する。

**大学独自の基準に対する概評**

**基準 A. 地域貢献・社会連携**

**A-1 地域社会への協力体制と貢献**

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供
- A-1-② 地域貢献を円滑に進めるための組織とその運営

**【概評】**

大学の教育、研究成果を広く社会に公開し、地元市民の健康福祉、文化の向上に資することを目的として、大学教員等が講師となり、日常生活に役立つ医学・医療に関する市民公開講座を開催している。公開講座は、開学以来、毎年開催しており、平成 27(2015)年度の開催で、9 回となっている。

地域社会からの要請としては、埼玉県との推進事業である「子ども大学さって」の実施について、平成 25(2013)年から協力している。学内施設を利用し、地元の小学 4 年生から 6 年生までを対象に専任教員が講義や実習体験を提供している。また、学生も学園祭の健康イベント企画や地域関連行事にボランティアとして参加し、地域との交流を図っている。

大学と地域社会との協力関係としては、「災害時における相互協定に関する協定書」を締結し、災害時に大学構内を提供することとしている。

今後は、地方公共団体との連携協定等も視野に入れた、更なる地域貢献・社会連携の活動が期待される。

地域貢献及び社会連携を円滑に進めるための組織として、教授会のもとに公開講座委員会を設置している。委員会は必要に応じて開催され、地域連携、公開講座活動に係る基本方針、活動の企画、立案、取組み等の地域連携活動全般の運営・推進を図っている。

**基準 B. 国際化に対応する医療職教育**

**B-1 医療現場の国際化に対応する医療職教育**

- B-1-① 海外留学プログラムの具体的な提供
- B-1-② 医療現場で必要とされる専門語学教育の適切な実施

**【概評】**

「国際的に活躍できる医療従事者の養成」という教育目標の達成のため、海外留学プログラムを実施している。海外留学プログラムを実施するに当たり、補助金制度により経済

的支援を行っている。それでも、諸経費の負担感や年度末に留学する際の学業上の心配が理由となって、留学した学生数は、過去 5 年間で各年度 4～9 人である。留学した学生の満足度は高いため、人数を増加させるべく学生への勧めや広報活動の工夫を行う予定がある。

医療現場で必要とされる専門語学教育に関連する科目として、必修科目「英語Ⅰ」から「英語Ⅳ」、選択科目「国際文化論」「国際保健学」を開講している。正課外では、希望者に向けてネイティブの講師を招いて英語学修の機会を作るなど努力をしている。留学時のホームステイやネイティブ講師との接点を通して、海外を意識した学生に育つことを願っている。語学教育の成果は、卒業生が海外にて活躍する事を期待しているが、開学から日が浅いこともあり現状では確認できていない。在学生における評価は現在のところなされていないが、今後の成果に期待したい。

## 基準 C. 臨地実習

### C-1 看護実践能力向上の臨地実習

C-1-① 臨地実習の教育上の評価及び実施状況並びに実施上の工夫

C-1-② 臨地実習の支援等するための仕組みとその運用状況

#### 【概評】

臨地実習においては、看護の対象である人間を尊重し、講義・演習などで学修した知識・技術・態度をもとに、看護体験を通して理論と実践とを統合し、基礎的な看護実践能力を身につけることを目的としている。実習施設には、保健・医療・福祉それぞれの機能、特性を生かした施設を選定している。学生を少人数グループに分け、原則として専任教員が 1 グループを担当している。

実習体制は、教務委員会のもとに実習運営部会を設置して、実習に関わる内容を検討している。実習施設との連携として、施設の指導担当者を招いて「臨地実習連絡会議」を毎年行い、実習指導の充実を図っている。

標準的な内容ともいえるため「大学独自」の点が見出し難いが、開設間もない単科大学として、努力を続けているところであり、今後の成果に期待したい。



